

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

1. 主な修正内容

(1) E R S S 伝送項目の追加に伴う修正

令和元年9月25日付け「緊急時対策支援システムへの伝送項目の追加について（依頼）」に基づき、志賀1号機のE R S S 伝送項目に燃料取替エリアモニタを、志賀2号機のE R S S 伝送項目に使用済燃料貯蔵プール水位及び使用済燃料貯蔵プール温度を追加する。

(2) 原子力防災資機材の見直しに伴う修正

中性子線測定用サーベイメータについて、現在使用している「可搬型モニタリングポスト（中性子）」を、機能が同等で機動性の高い「中性子サーベイメータ」に更新する。

(3) 原子力防災資機材以外の資機材の追加

令和元年度の原子力事業所災害対策支援拠点訓練を踏まえた改善事項としてトランシーバーを配備し、令和2年度の訓練にてその実効性が確認できたことから、原子力防災資機材以外の資機材（原子力事業所災害対策支援拠点用）にトランシーバーを追加する。

(4) 周辺住民に対する平常時の広報活動の内容の追加

これまで原子力規制庁殿より、平常時の広報活動として「施設の状況に応じた緊急事態の考え方」を加えるようコメントを受けており、また、実際にそのような広報活動をおこなっていることから、周辺住民に対する平常時の広報活動の内容に「施設の状況に応じた緊急事態の考え方」を追加する。

(5) その他（記載の適正化等）

- ・原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の改正に伴う見直し
- ・原災法第10条第1項に基づく通報（初回）の連絡経路適正化に伴う修正
- ・記載の適正化

2. スケジュール（予定）

- ・12月22日頃：修正協議申入れ
- ・2月24日頃：協議終了
- ・3月15日頃：修正及び届出（要旨公表）

以 上